

西宮市家庭防火クラブ育成指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市家庭防火クラブ（以下「家庭防火クラブ」という。）の育成指導に関して必要なことを定める。

(クラブの結成)

第2条 消防署長（以下「署長」という。）は、家庭防火クラブ規約（平成15年8月7日施行）の主旨に基づき、管轄内において家庭防火クラブ規約第5条の規定による地区防火クラブの結成を推進するものとする。

2 消防局長（以下「局長」という。）は、署長が行う結成に協力を行うものとする。

(活動計画等)

第3条 署長は、年度始めにそれぞれの地区防火クラブと協議を行い、クラブ員一覧表（様式第1号）及び年間活動計画表（様式第2号）を作成するものとする。

2 クラブ活動は、前項の内容に基づいて行い、年度末に年間活動結果表（様式第3号）を作成するものとする。

(活動等の報告)

第4条 署長は、次に掲げるものについて局長に報告を行うものとする。

- (1) 年間活動計画表
- (2) 年間活動結果表
- (3) 地区会長名及びクラブ員数

(大会の開催)

第5条 局長は、西宮市家庭防火クラブ協議会と大会の開催について協議を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令達の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱（西宮市婦人防火クラブ育成指導要綱（昭和63年西消局通達第17号））に基づき作成された様式による帳票は、この要綱に基づき作成された相当様式による帳票とみなす。

様式第2号

年間活動計画表

地区

予 定 日 時	内 容	場 所

様式第3号

年間活動結果表

地区

実施日時・場所	内容及び活動人員	結 果